

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の交付要綱の制定について

30生産第2226号

平成31年4月1日

農林水産事務次官依命通知

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い手づくり総合支援交交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱

(通則)

第1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 本交付金は、実施要綱及び卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 72 条第 1 項に基づいて行う事業（以下「交付事業」という。）に要する経費を、都道府県に交付するものとする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、下記に定める交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

Ⅰ 整備事業（実施要綱の別表 1 のⅠ産地基幹施設等支援タイプ）

Ⅱ 推進事業（実施要綱の別表 1 のⅡ先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ）

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、実施要綱第 3 の 1 のただし書の事業に要する経費は、同要綱第 3 の 1 に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げるⅠとⅡの事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副 2 部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 都道府県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外とする。

(概算払等の請求)

第11 都道府県知事は、第7による交付決定通知をもとに交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては、大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払いの請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第12 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 都道府県知事は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第11の別記様式第3号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、交付事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事

は、交付事業を完了した場合はその日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日、交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9第1項（3）の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（1）都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

（2）都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17 都道府県知事は、補助対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その

効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 18 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認については、第 17 第 2 項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第 19 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第 20 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第 21 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第 9 から第 20 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、強い農業づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8261 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 平成 30 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第 3、第 4 及び第 10 関係）

区 分	経 費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
農業・食品産業 強化対策整備 交付金				
I 整備事業	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 実施要綱に基づいて行う 事業に要する経費 (2) 食品流通の合理化 実施要綱及び卸売市場法 第 72 条第 1 項に基づいて行 う事業に要する経費 2 附帯事務費 1 の経費に係る事業の実施に 関し、事業実施計画の承認及び 事業の推進に必要な事務並びに 指導監督及び調査検討を行うの に要する経費	定額、定額（6/10、11/20、1/2、4/10、1/3、1/4、1/5 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところ（実施要綱第 3 の 2 のただし書の規定に基づく緊急の事業については、生産局長等が別に定めるところ）によるものとする。 定額（4/10、1/3 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところ（実施要綱第 3 の 2 のただし書の規定に基づく緊急の事業については、生産局長等が別に定めるところ）によるものとする。 定額（1/2 以内）	卸売市場法第 72 条第 1 項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

農業・食品産業 強化対策推進 交付金				
Ⅱ 推進事業	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業 に要する経費 2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係 る事業の実施に関し、事業 実施計画の承認及び事業の 推進に必要な事務並びに指 導監督及び調査検討を行う のに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る 事業の実施に関し、指導監督 等を行うのに要する経費を 都道府県が交付する場合に おける当該交付に要する経 費	定額、3/10、1/2 以内 1/2 以内	経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における経費の 増減	事業の廃止

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第5の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 整備事業

（1）農業・食品産業強化対策整備交付金

2 推進事業

（2）農業・食品産業強化対策推進交付金

- I 事業の目的
- 1 整備事業
- 2 推進事業

- II 事業の内容及び計画（又は実績）
- 1 整備事業の対象となる事業の内容等
- （1）事業費（産地基幹施設等支援）

政策目的		事業概要	事業費	負担区分				備考
				交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化			円	円	円	円	円	
食品流通の合理化	法律補助							
	予算補助							
地域提案メニュー								
合計	事業費							
	附帯事務費							
	計							

- （注）1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 食品流通の合理化を目的とする取組にあつては、成果目標の妥当性の協議の際における強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第〇〇〇〇号農林水産省食料産業局長、生産局長、経営局長。政策統括官通知）別記の〇の〇の〇の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由に都道府県事業実施計画から変更がある場合は「備考」の欄に記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- 4 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 5 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	その他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

2 推進事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分		事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
		円	円	円	円	円	
先進的農業経営確立支援タイプ	(1) 融資主体補助事業						
	(2) 追加的信用供与補助事業						
地域担い手育成支援タイプ	(1) 融資主体型						
	ア 融資主体補助事業						
	イ 追加的信用供与補助事業						
	(2) 被災農業者支援型						
	ア 融資主体補助事業						
	イ 追加的信用供与補助事業						
	(3) 条件不利地域型						
合 計							

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 3 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱第4に定める別紙様式1号の2の(1)及び(2)に定める計画書を添付すること。
- 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
合 計					

- (注) 1 事業内容欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負担区分				備考
			交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 整備事業 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
2 推進事業 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） ○○年○○月○○日

- (注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	注) 年 月 日
2 推進事業					
合 計					

（注） 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

1 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

2 実績報告の際は以下の資料を添付すること。

（1）農業・食品産業強化対策整備交付金

①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、②のみの添付も可能とする。

① 財産管理台帳の写し

② 事業実績内訳明細書（様式別紙）

（2）農業・食品産業強化対策推進交付金

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱第4に定める別紙様式1号の2の（1）及び（2）に定める計画書の様式に準じた資料（成果目標及び配分基準ポイントに係る項目については省略可）。

（注） 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。

(別紙)
事業実績内訳明細書

事業種類（農業・食品産業強化対策整備交付金）

政策 目的	補助 根拠	交 付 先 名	施設等区分	交付率	事 業 費	負 担 区 分				備 考
						交 付 金	都道府県	市 町 村	そ の 他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。
3 補助根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
4 施設等区分の欄は、実施要綱別表の施設・機械等名を記入すること。
5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第9関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）
したいので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号 (第11 関係)

平成〇〇年度（西暦〇〇年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官〇〇農政局總務部長 殿

北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び
中国四国農政局にあつては官署支出官〇〇
農政局総務管理官、北海道にあつては官署
支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査
官、沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖
縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第 11 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	交付 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状 況	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		〇月〇 日現在の出来 高	金額	〇月〇日 現在の出来高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業遅延届

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第12の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
- 2. 推進事業の内容及び進捗状況
- 3. 遅延理由
- 4. 遅延に対して講じた措置
- 5. その他

別記様式第 5 号（第 13 関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第 13 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

（1） 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

（2） 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1号の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること

2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

また、以下の資料を添付すること。ただし（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。

（1） 財産管理台帳の写し

（2） 事業実績内訳明細書

※ 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載する。

別記様式第 7 号（第 14 第 3 項関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた交付金について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第 14 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕 入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・ 消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
・ 関節補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名			地区		事業実施年度		平成 年度 (西暦〇〇年度)		農林水産省所管交付金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処 分 の 内 容		
									交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第20関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）
農林水産省所管

強い農業・担い手づくり総合支援交付金調書													
国			地方公共団体名										
			歳入			歳出							備考
事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金額	支出済額	うち交付金額	翌年度繰越額	うち交付金額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別紙様式（第 21 (2) 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。